

重要事項説明書および同意書

1. 保険補償制度について

レンタカー車両には下記保険補償制度が付帯されております。ただし、任意保険の上限額を超えた部分、保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故、警察の事故証明書が取得できない場合は、全てお客様のご負担となります。

保険内容	補償内容	1事故免責額・賠償額（借受人負担）
対人賠償保険	無制限	1事故につき免責:55,000円(税込)
対物賠償保険	無制限	
人身傷害保険	同乗者お一人様につき3,000万円	
車両保険	未加入	自走して返却予定営業所に返却された場合:55,000円 上記以外の場合:110,000円 2事故目以降の場合:修理代全額

2. 事故免責補償制度について

- ・この免責補償制度に加入されますと、1度目の事故に限り、上記免責額・賠償額のお支払いが免除されます。
- ・2事故目の事故においては、上記免責額・賠償額のお支払いは免除されません。
- ・全損事故又は自走不能な場合はその時点で契約が終了いたします。代車のご用意、返金は対応しかねます。
- ・この制度は保険ではありません。ノンオペレーションチャージについては免除されません。

3. 休業休車補償「ノンオペレーションチャージ(NOC)」について

お客様がレンタカーをご利用中に、当社の責任によらない事故、盗難、故障、汚損、車両装備の損害、シートの焦げ跡などが発生したことにより、車両の修理や清掃が必要になった場合、休業休車による営業補償として、下記の代金をお客様にご負担いただきます。

自走可能な場合(道路運送車両法上における運転可能な状態)：33,000円

自走不可能な場合(道路運送車両法上における運転不可能な状態)：55,000円+レッカー代

※以下の場合もノンオペレーションチャージを請求させていただきますのでご了承下さい。

- ・禁煙車両で喫煙した形跡(臭い、灰など)が発見された場合
- ・当て逃げや車上荒らしなど相手が特定できない事故による車両の損壊
- ・ペットがシートに直接触れた場合や、各種の汚れ、臭気が車内残存した場合
- ・被害事故(相手が特定できる借受人の過失割合0の事故)の場合は11,000円となります。

4. 著しい過失・重過失・法令違反による事故について

お客様の著しい過失や重過失、また法令違反による事故が生じた場合は、自動車保険が利用できなくなる他、車両の補修費用の全額を賠償いただくこととなります。

そのほか、過失損害金として、著しい過失の場合は165,000円、重過失や法令違反の場合は220,000円をお支払いいただきます。

5. 駐車違反について

発生日より10日以内に警察へ出頭し、違反金の納付を行って下さい。

納付されずに返却された場合は駐車違反違約金25,000円を車両の返却時に頂きます。

また他人の敷地への迷惑駐車などについても同様とし、諸費用の全額をお支払い頂きます。

6. 給油、オプション備品について

燃料は必ず満タンにしてご返却ください。オプション備品は原則、車外への持ち出しは禁止致します。

7. 延長について

当社ホームページにてお手続きが可能です。延長不可能な場合もございますので、予めご了承下さい。

返却日時を超過した場合は超過料金が発生いたします。

なお、当社の承諾を得ることなく返却日時を超過した場合は超過料金に加え違約金が発生いたします。

8. 事故について

車両の事由、お客様の過失に関わらず、事故による一切の補償は行っておりませんのでご了承下さい。

事故発生時は車内マニュアルをご確認ください。

9. 故障について

当社の車輛は法定整備点検を完全実施しておりますが、中古車の性質上、経年劣化による故障や不測の故障が発生する場合があります。故障による代車のご用意はお約束致しかねます。

また代車のお届け、代車レンタカー費用、宿泊費、交通費の補償は行っておりませんのでご了承下さい。

10. レンタカー貸渡約款及びレンタカー利用規約について

こちらの重要事項説明が全てのご説明ではございません。詳細はホームページより必ずご確認ください。

上記内容を承諾し、レンタカー貸渡約款、レンタカー利用規約、レンタカー貸渡契約書に同意の上署名致します。

年 月 日 署名